

# 《よこしん》 半期レポート

= 自己資本の充実の状況等 =

(令和3年9月期)



横浜信用金庫

# 自己資本比率規制の概要について

自己資本比率規制とは、国際決済銀行（Bank for International Settlements）に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定めた金融機関の自己資本比率等に関する規制のことで、金融機関のリスク管理事務の進展や商品・業務の多様化、金融技術の高度化等から金融機関の直面する各種のリスクをより精緻に計測し、金融機関のリスク管理態勢の向上を促すことを目的として定められたものです。

自己資本比率規制については、次の「3本の柱」から構成されています。

## 第1の柱 最低所要自己資本比率

第1の柱は、金融機関が保有するリスクに対して求められる最低所要自己資本比率について定めたものです。国内業務のみを取り扱う信用金庫の最低所要自己資本比率は4%以上の確保が求められています。

## 第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

第2の柱では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」の取組みが求められています。また、金融当局においても、各金融機関が創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

## 第3の柱 市場規律

第3の柱では、情報開示を通じて市場規律の実効性を高めるため、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算方法等についての開示が求められています。外部評価を通じて規律を働かせ、金融機関の健全な経営を促すことが期待されています。

---

本資料の計数は、単位未満を切り捨てて表示しています。

本資料の計数は、会計監査人の監査を受けていません。

# 自己資本の構成に関する開示事項（単体）

## 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	令和3年3月末	令和3年9月末
<b>コア資本に係る基礎項目</b> (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	95,214	96,958
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,772	1,756
うち、利益剰余金の額	93,539	95,220
うち、外部流出予定額（△）	34	-
うち、上記以外に該当するものの額	63	18
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,260	1,332
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,260	1,332
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	96,474	98,290
<b>コア資本に係る調整項目</b> (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	687	652
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	687	652
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	687	652
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	95,787	97,638
<b>リスク・アセット等</b> (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	888,800	910,989
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,521	1,788
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	1,521	1,788
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	43,454	43,454
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	932,254	954,444
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.27%	10.22%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

# 定量的開示事項（単体）

## 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和3年3月末		令和3年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	888,800	35,552	910,989	36,439
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	883,073	35,322	903,386	36,135
ソブリン向け	11,682	467	10,974	438
金融機関向け	89,485	3,579	107,086	4,283
法人等向け	193,621	7,744	196,642	7,865
中小企業等向け及び個人向け	147,858	5,914	143,432	5,737
抵当権付住宅ローン	35,284	1,411	33,951	1,358
不動産取得等事業向け	258,575	10,343	260,014	10,400
3か月以上延滞等	1,111	44	332	13
取立未済手形	94	3	85	3
信用保証協会等による保証付	10,270	410	9,836	393
出資等	19,219	768	20,861	834
上記以外	115,868	4,634	120,168	4,806
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,237	289	9,381	375
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	1,521	60	1,788	71
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	11	0	9	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	43,454	1,738	43,454	1,738
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	932,254	37,290	954,444	38,177

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、地方公共団体金融機構、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
- < オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法 >
- $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
6. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高【地域別・業種別・残存期間別】

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	令和3年3月末				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				3ヵ月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引	債 券	デリバティブ取引		
国内	2,391,677	1,295,996	404,419	32	1,622
国外	36,173	-	35,629	-	-
地域別合計	2,427,850	1,295,996	440,048	32	1,622
製造業	128,339	113,024	11,807	-	3
農業	851	851	-	-	-
林業	-	-	-	-	-
漁業	14	14	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	126	-	-	-	-
建設業	191,061	190,102	735	-	70
電気・ガス・熱供給・水道業	13,107	145	12,613	-	-
情報通信業	9,816	7,231	2,098	-	-
運輸業、郵便業	53,148	40,397	11,298	-	-
卸売業	83,803	82,368	1,046	1	3
小売業	44,320	39,922	4,025	-	17
金融業、保険業	495,022	7,172	53,925	31	-
不動産業	277,996	268,808	8,928	-	152
物品賃貸業	15,590	8,456	7,113	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3,406	3,345	-	-	-
宿泊業	8,805	8,802	-	-	-
飲食業	28,002	27,994	-	-	1,262
生活関連サービス業、娯楽業	14,534	13,887	600	-	-
教育、学習支援業	6,390	6,388	-	-	-
医療、福祉	27,895	27,890	-	-	-
その他のサービス	78,735	78,490	57	-	37
国・地方公共団体等	689,064	169,616	325,798	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	201,236	200,974	-	-	75
その他	56,579	110	-	-	-
業種別合計	2,427,850	1,295,996	440,048	32	1,622
1年以下	738,227	246,782	51,452	7	
1年超3年以下	325,047	73,602	80,419	25	
3年超5年以下	137,469	94,674	42,794	-	
5年超7年以下	100,106	72,755	27,321	-	
7年超10年以下	328,090	290,290	37,772	-	
10年超	708,677	512,145	188,532	-	
期間の定めのないもの	90,231	5,745	11,756	-	
残存期間別合計	2,427,850	1,295,996	440,048	32	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	令和3年9月末				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				3ヶ月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国内	2,562,375	1,334,978	401,147	27	1,121
国外	39,436	-	38,941	-	-
地域別合計	2,601,811	1,334,978	440,088	27	1,121
製造業	126,385	108,713	14,019	-	100
農業	843	843	-	-	-
林業	-	-	-	-	-
漁業	11	11	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	126	-	-	-	-
建設業	185,585	184,645	705	-	38
電気・ガス・熱供給・水道業	13,303	132	12,811	-	-
情報通信業	10,278	7,192	2,598	-	-
運輸業、郵便業	54,361	39,693	13,172	-	-
卸売業	80,988	79,523	1,128	1	36
小売業	45,098	40,599	4,123	0	-
金融業、保険業	587,750	7,205	57,247	25	-
不動産業	276,365	267,283	8,827	-	485
物品賃貸業	15,579	7,922	7,636	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3,512	3,441	-	-	-
宿泊業	9,843	9,838	-	-	-
飲食業	27,148	27,140	-	-	351
生活関連サービス業、娯楽業	14,500	13,854	600	-	-
教育、学習支援業	6,777	6,775	-	-	-
医療、福祉	27,340	27,335	-	-	-
その他のサービス	85,604	85,325	27	-	18
国・地方公共団体等	774,189	219,668	317,191	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	198,008	197,727	-	-	90
その他	58,205	104	-	-	0
業種別合計	2,601,811	1,334,978	440,088	27	1,121
1年以下	899,421	305,456	60,935	2	
1年超3年以下	351,893	71,715	68,152	25	
3年超5年以下	119,489	85,221	34,268	-	
5年超7年以下	105,938	74,724	31,157	-	
7年超10年以下	315,717	280,303	35,413	-	
10年超	716,384	511,985	197,399	-	
期間の定めのないもの	92,966	5,570	12,762	-	
残存期間別合計	2,601,811	1,334,978	440,088	27	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年3月期	865	1,260	-	865	1,260
	令和3年9月期	1,260	1,332	-	1,260	1,332
個別貸倒引当金	令和3年3月期	3,431	2,720	947	2,483	2,720
	令和3年9月期	2,720	2,812	94	2,625	2,812
合計	令和3年3月期	4,296	3,980	947	3,349	3,980
	令和3年9月期	3,980	4,145	94	3,885	4,145

- (注) 1. 一般貸倒引当金の当期減少額その他については、洗替による取崩額です。  
 2. 個別貸倒引当金の当期減少額その他については、主として税法による取崩額です。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	令和3年3月期					
	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
国内	3,431	2,720	947	2,483	2,720	0
国外	-	-	-	-	-	-
地域別合計	3,431	2,720	947	2,483	2,720	0
製造業	952	386	642	310	386	-
農業	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	157	64	84	72	64	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	30	7	19	10	7	-
運輸業、郵便業	41	7	-	41	7	-
卸売業	140	330	44	95	330	-
小売業	505	438	63	442	438	-
金融業、保険業	44	-	34	10	-	-
不動産業	1,003	904	26	977	904	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	-	0	0	0
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	14	371	-	14	371	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	46	31	-	46	31	-
その他のサービス	365	62	27	337	62	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	128	113	5	123	113	-
合計	3,431	2,720	947	2,483	2,720	0

(単位:百万円)

	令和3年9月期					
	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
国内	2,720	2,812	94	2,625	2,812	0
国外	-	-	-	-	-	-
地域別合計	2,720	2,812	94	2,625	2,812	0
製造業	386	410	3	382	410	0
農業	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	64	34	-	64	34	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	7	8	-	7	8	-
運輸業、郵便業	7	4	-	7	4	-
卸売業	330	329	-	330	329	0
小売業	438	423	18	420	423	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	904	1,057	68	835	1,057	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	2	-	0	2	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	371	343	-	371	343	0
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	31	31	-	31	31	-
その他のサービス	62	62	3	58	62	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	113	103	0	112	103	0
合計	2,720	2,812	94	2,625	2,812	0



(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年3月末		令和3年9月末	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	597,141	-	693,060
10%	-	463,987	-	446,662
20%	461,056	4,364	552,696	4,243
35%	-	101,240	-	97,448
50%	41,368	2,028	43,163	969
75%	-	217,779	-	211,856
100%	7,304	503,997	8,152	514,491
150%	-	115	-	93
200%	-	-	-	-
250%	-	27,467	-	28,974
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	509,729	1,918,121	604,012	1,997,799

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年3月末	令和3年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	8,041	7,605	107,586	102,137	-	-
ソブリン向け	-	-	45,924	39,870	-	-
金融機関向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	2,759	2,654	680	560	-	-
中小企業等及び個人向け	3,296	3,280	33,938	34,562	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	23,767	23,560	-	-
不動産取得等事業向け	1,621	1,360	1,165	1,292	-	-
3ヵ月以上延滞等	-	-	-	0	-	-
上記以外	363	310	2,109	2,291	-	-

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年3月末	令和3年9月末
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	5	0
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年3月末	令和3年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
① 派生商品取引合計	32	27	32	27
(i) 外国為替関連取引	7	2	7	2
(ii) 金利関連取引	25	25	25	25
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	32	27	32	27

(注) グロス再構築コストの額は、零を下回らないものに限っています。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

### ロ. 投資家の場合

#### (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和3年3月末		令和3年9月末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	3,692	-	3,722	-
商業用不動産	-	-	-	-
クレジット債権	-	-	-	-
法人等向け債権	-	-	-	-
その他	3,692	-	3,722	-

### 再証券化エクスポージャー

当金庫は、「再証券化エクスポージャー」を保有していません。

### (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区 分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和3年3月末		令和3年9月末		令和3年3月末		令和3年9月末	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
0%	3,692	-	3,722	-	-	-	-	-
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
350%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,692	-	3,722	-	-	-	-	-

(注) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

### 再証券化エクスポージャー

当金庫は、「再証券化エクスポージャー」を保有していません。

### 出資等エクスポージャーに関する事項

#### (1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で 時価のないもの等	
		取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち		貸借対照表 計上額	
					益	損		
上場株式	令和3年3月末	7,005	11,436	4,431	4,441	10	-	
	令和3年9月末	7,238	12,059	4,821	4,878	56	-	
非上場株式	令和3年3月末	-	-	-	-	-	480	
	令和3年9月末	-	-	-	-	-	417	
その他	令和3年3月末	11,801	14,677	2,875	2,878	2	7,635	
	令和3年9月末	12,619	16,144	3,525	3,536	11	7,636	
合計	令和3年3月末	18,807	26,114	7,307	7,320	12	8,116	
	令和3年9月末	19,857	28,204	8,346	8,414	67	8,054	

(注) 1. その他有価証券で時価のあるものの「その他」は、上場投資信託及び上場優先出資証券です。

2. その他有価証券で時価のないもの等の「その他」は、信金中金出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

(2) 子会社等株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額		
			うち益	うち損	
子会社・子法人等株式	令和3年3月末	49	-	-	-
	令和3年9月末	49	-	-	-

(注) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額	売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	令和3年3月末	2,827	344	227	-
	令和3年9月末	654	115	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年3月末	令和3年9月末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	20,610	27,301
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

## 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		EVE		NII	
		令和3年9月末	令和2年9月末	令和3年9月末	令和2年9月末
1	上方パラレルシフト	41,102	37,020	3,056	3,336
2	下方パラレルシフト	0	0	3,853	3,955
3	スティープ化	34,285	31,652		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	41,102	37,020	3,853	3,955
		ホ		ヘ	
		令和3年9月末		令和2年9月末	
8	自己資本の額	97,638		94,349	

- (注) 1. EVEについて、コロナ対策長期固定金利貸出金の増加および保有有価証券の平均残存期間長期化を主因に、前事業年度と比較して増加しています。
2. NIIについて、運用サイドの平均残存期間長期化を主因に、前事業年度と比較して減少しています。
3. 当期の重要性テスト(EVE/自己資本の額)の結果は、監督上の基準である20%を超過していますが、内部管理上、全体の金利リスクをVaRにより計測を行っており、信用リスクやその他リスクと共に、資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しています。

銀行勘定の金利リスク計測時の主な前提は以下のとおりです。

- 流動性預金の満期の前提  
金融庁の定める保守的な前提を採用しており、流動性預金のうち一定額(過去5年の最低残高、過去5年の年間最大流出量を現残高から差し引いた残高、現残高の50%相当額、以上~のうちの最小の額を上限)をコア預金と認識し、0~5年の期間に均等に振り分け(平均2.5年)ています。流動性預金全体の満期については、平均満期が1.245年、最長4.917年の取引として金利リスクを計測しています。
- 住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の前提  
住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約については考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクのうち、正值となる通貨のみを単純合計しています。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。
- スプレッドに関する前提  
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- 内部モデルの使用等、EVE及びNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。  
NIIの算定にあたっては、商品毎に一定の市場追随率等を考慮しています。

本資料についてのお問い合わせ先

横浜信用金庫 経営企画部

TEL : 045 - 680 - 6912

Eメールアドレス : ys1280-Keiei\_kikaku@yokoshin.co.jp